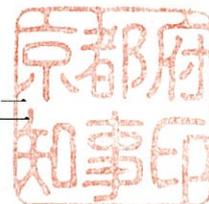




8 環管第369号
平成28年10月5日

京都府環境審議会
会長 内藤 正明 様

京都府知事 山田 啓二



水質汚濁防止法に基づく総量削減計画及び総量規制基準の策定等
について（諮問）

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第21条第1項の規定により、下記事項
について諮問します。

記

水質汚濁防止法第4条の3第1項の規定による総量削減計画の策定並びに同法
第4条の5第1項及び第2項の規定による総量規制基準の改定について

【諮問理由】

水質汚濁防止法第4条の3第1項の規定による総量削減計画の策定並びに同法第4条の5第1項及び第2項の規定による総量規制基準の改定について

瀬戸内海の実環境基準達成を目的として、当該水域の化学的酸素要求量（COD）、窒素及びりん汚濁負荷量を削減するため、昭和54年以降7次にわたり、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第12条の3及び水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号、以下「水濁法」という。）第4条の2の規定により、環境大臣が総量削減基本方針を定め、これに基づいて京都府では、水濁法第4条の3の規定による総量削減計画を定めるとともに、水濁法第4条の5の規定による総量規制基準を設定する等により施策を実施してきたところです。

この度、第7次総量規制の目標年度（平成26年度）が満了し、これまでの施策によって汚濁負荷の削減が図られてきたものの、今後も着実に水環境を改善するための取組が必要であるため、平成28年9月30日付けで環境大臣が、平成31年度を目標年度とする第8次総量削減基本方針を定めました。

このため京都府においても、同方針に基づき第8次総量削減計画を策定することが必要となったところです。

また、総量削減計画の達成方策の一つとして大規模事業場に適用する総量規制基準については、環境大臣が定める「総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲の告示」が改正されたことから、同告示に基づき改定する必要があります。

同計画の策定及び同基準の改定に当たり、水濁法第21条第1項の規定により、貴審議会の意見を求めるものであります。

平成28年10月11日

京都府環境審議会環境管理部会長 様

京都府環境審議会会長



京都府環境審議会諮問事項の付議について

平成28年10月5日付け8環管第369号で京都府知事から諮問がありました、水質汚濁防止法第4条の3第1項の規定による総量削減計画の策定並びに同法第4条の5第1項及び第2項の規定による総量規制基準の改定について、京都府環境審議会運営要領第4条により、環境管理部会に付議します。